資料40 大気汚染に係る環境基準等

ア 環境基準

	界児盆中						
	物		質		環境基準(設定年月日等)	測定方法	
1	. 酸	化	窒	素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	
浮	遊粒	子	状 物	質	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m³以下であること。(S48.5.8告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法に よって測定された重量濃度と直線的な関係を有する 量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベー 夕線吸収法	
光	: 化 学 オ	· +	シダン	.	1 時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しく は電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学 発光法	
_	. 酸 化	Ł l	ハお	j	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	
	酸	化	炭	素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法	
微	小 粒	子	状 物	質	1 年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³以下であること。(H21.9.9告示)	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法に よって測定された質量濃度と等価な値が得られると 認められる自動測定機による方法	
~	ン		ゼ	ン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。(H9.2.4告示)	よいーコカー世上ノルセ年年(フトリ校馬) たみ似た	
1	リクロ	D	エチレ	ン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。(H9.2.4告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料を ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方	
テ	トラク	пп	エチレ	ン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。(H9.2.4告示)	法、又は、これと同等以上の性能を有すると認め れる方法	
ジ	· クロ	Ħ	メタ	ン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。(H13.4.20告示)	れた幻力伝	

備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ョウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5\,\mu$ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂 取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害 が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

イ 環境基準評価方法

評	価	方	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。		
評	価	対	年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。		
通			昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知		

一酸化いおう。一酸化炭素、浮遊粒子状物質

<u>— PX ILIV 40 / \</u>		数11次水、厅庭位 1 水份員
評	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
価方法	長期的評価	年間における1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。但し、前記の評価方法に関わらず、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする。
評		年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。また、1日平均値の評価にあっては、1時間値の欠測が1日 (24時間) のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
通	知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

光化学オキシダント

	1101 14		/ *	
죔	価	方	法	5時から20時の昼間時間帯のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。
評	価	対	象	5時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通	! 5	印	等	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知、環境大気常時監視マニュアル

微小粒子状物質

評価	長期基準	1 年平均値が15 μ g/m³以下であること。	長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価する。
方法	短期基準	1年分の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35 μ g/m³以下であること。	
評	価 対 象	年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象と	はしない。
通	知	平成21年環水大総発第09090901号環境省水・大気環境局長通知	

ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

	区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
Ž	E 意 報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発	①京都市地域(京都市) ②乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町)
卷言	斧 報	時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	令地点におけるオキシダ ント濃度が継続するおそ	③宇治地域 (宇治市、城陽市、久御山町) ④綴喜地域
野乡	く 急 警 報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		(八幡市、京田辺市、井手町) ⑤相楽地域 (木津川市、精華町)

資料41 大気汚染に係る規制措置の状況

根拠法令 大気汚染防止法 府条例 京都府環境を守り育てる条例 第3条 第33条第1項 (対象) (対象) 法に基づく「ばい煙発生施設」(32種類) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置 (規制物質及び基準値(排出口)) 工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む)) (規制物質及び基準値(排出口及び敷地境界線上)) 進 値 物 質 ①硫黄酸化物 K値2.34,11.5,17.5 ②ばいじん $0.04 \sim 0.50 \, (g/Nm^3)$ 物 晳 排出口 敷地境界線 $(/Nm^3)$ 上 (/Nm³) 有害物質 ③カドミウム及びその化合物 1. $0 \, (mg/Nm^3)$ 11) ウム及 0.2mg 0.002mg 化 ④塩素 30(物 ば 80,700(") 塩 素 ⑤塩化水素 3cm 0.03cm³ ⑥弗素、弗化水素及び 弗化珪素 塩 20cm 0.2cm 煙 1.0~20(") 弗素、 弗化水素及び 0.05mg 発 5mg 弗化珪素 生 ⑦鉛及びその化合物 10~30(") 鉛及びその化合物 0.003mg 0.3mg 施 8 窒素酸化物 60~2000 (ppm) 妻 酸 1/2 100cm 1cm³ 設 亜鉛及びその化合物 0. 2mg 20mg リルアルデ 0.003cm³ 0.3cm ①地域毎に施設に適用される基準を設定。 クリロニ ル 0.07cm³ ②⑧施設の種類及び規模によって基準を設定。 ンチモン及 7) 0.3mg 0.003 mg③~⑦物質毎に基準が適用される施設の種類が限定 \mathcal{O} 合 物 されている。 ン モ 100cm 1cm³ ビ ル 塩 化 10cm³ $0.1 \mathrm{cm}^3$ $300 \,\mathrm{cm}^3$ 3cm³ 排 クロム及びその化合物 0.002 mg出 ロホル 30cm 0.3cm³ 基 アン化水素及 20mg 0.2mg ア ン化合 物 クロロメ 20<u>0cm</u> 啠 $0.3 \,\mathrm{cm}^3$ $0.003 \, \mathrm{cm}^3$ 水銀及びその化合物 0.2mg 0.002 mgすず及びその化合物 0.07mg 7mg テトラクロロエチレン 200cm³ 2cm 銅及びその化合物 0.3mg 0.003mg トリクロロエチレン 200cm³ 2cm³ 2cm^3 ニッケル及びその化 0.03mg 3mg $0.3 cm^3$ 硫 化 炭 $30cm^3$ 砒素及びその化合物 0.02mg 2mg ル 20cm 0.2cm³ 30cm 0.3cm³ $0.003 cm^3$ 0.3cm ホルムアルデヒド 2cm^3 $0.02 \, \mathrm{cm}^{3}$ マンガン及びその化合物 0.01mg 1mg 700cm 7cm チルエチルケ 300cm 3cm³ 硫 水 30cm 0. 3cm³ 0 03mg ・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。 ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害 物質に係る排出口基準は適用しない。 京都府環境を守り育てる条例 第5条の2 第33条第1項 (対象) (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、 特定工場(特定施設のうちばい煙に係る施設を設置す 長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町) る工場で、当該工場に設置されているすべてのばい煙に に所在する工場又は事業場であって、設置されている 係る施設を定格能力で運転する場合において使用される 量 すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力 燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h以 規 で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 上のもの。) 制 (規制物質及び基準値) を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h以上のも 基 物 基 準 値 (規制物質及び基準値) 京都府で定める算式によ 物 淮 硫黄酸化物 り算出した値(法の対象 地域を除く) 京都府で定める算式により算 硫黄酸化物 出した値 同上 (府内全域対象) ばいじん

根拠	法令	大気汚染防止法	府条例
ばい煙発生施設		第15条の2 (対象)	京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h未満のもの(基準値) 燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下
		の量を重油に 換算したもの の合計量が 0.1kL/h未満 京都市区域 0.8%以下 その他 1.2%以下	
揮発性有機化合物排出施設	排出基準	第17条の3 (対象) 法に基づく「揮発性有機化合物排出施設」(9種類) (規制物質及び基準) 物質基準値 揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	
一般粉じん発生施設	規制基準	第18条の3 (対象) 法に定める一般粉じん発生施設5種類 (規制対象施設及び基準) 施 設 基 準 コークス炉 鉱物又は土石の堆積場 ベルトコンベア及びバケットコンベア 破砕機及び摩砕機 ふるい	京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施 設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん 発生施設を除く) (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 物質 基準値 (mg/Nm³) カドミウム及びその化合物の粉じん 0.002 クロム及びその化合物の粉じん 0.002 銅及びその化合物の粉じん 0.002 鍋及びその化合物の粉じん 0.003 会の他の粉じん 0.003
特	規制基準	第18条の5 (対象) 法に定める特定粉じん発生施設9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界)) 物質 基準値 石綿 10本/L	京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施 設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 法と同じ
特定粉じん発生施設	作業基準	第18条の14 (対象) 法に定める特定粉じん排出等作業2種類 (作業内容及び基準) 作業内容 特定建築材料(吹付け石綿又は石綿を 含有する断熱材、保温材及び耐火被覆 材)が使用されている建築物等を解体 する作業 特定建築材料が使用されている建築物 等を改造し、又は補修する作業	京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急 措置条例 第3条 (対象) 条例施行規則第1条に定める石綿排出等作業2種類 (作業内容及び基準) 作業内容 耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されものを除く) 耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されまで規定されまかで発業 をは対策について各作業をははではで表に作業といるものを除く。)
指定物質排出施設	抑制基準	附則 (対象) 法に定める指定物質排出施設11種類 (規制物質及び基準値)	